

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省貿易経済協力局投資促進課）

制 度 名	外国子会社合算税制の見直し											
税 目	法人税（租税特別措置法第 66 条の 6～9） 所得税（租税特別措置法第 40 条の 4～6）											
要 望 の 内 容	<p>日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、外国子会社合算税制について以下の所要の措置を講ずる。</p> <p>① 米国の税制改正等を踏まえ、ビジネス実態を考慮した上で、企業活動の足かせとならないよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>② その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直しを実施する。</p> <table border="1" data-bbox="873 826 1490 996"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>したがって、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動における課税のリスクや事務コストを可能な限り低減し、海外展開をより一層円滑化していくため、外国子会社合算税制の見直しを行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業は欧米企業と異なり、租税回避行為については抑制的であると言われていたところ、我が国における制度整備の検討に当たっては、そのような日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。グローバルに活動し利益を我が国に還元することが期待される日本企業に対し、複雑な税制によって過度な負担を課すことは、結果的に国際競争力の低下を招きかねない。</p> <p>現行の外国子会社合算税制は、現状のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、日本企業の海外展開に影響を及ぼしているため、現行の諸規定を見直す必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 －海外市場開拓支援
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
		政策目標の達成状況	－
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを除去し、海外展開を後押しすることが可能となる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
要望の措置の妥当性		外国子会社合算税制の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリガー税率引下げ (25%→20%) ・ 統括会社特例の導入 <p>平成 25 年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し <p>平成 27 年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被統括会社の範囲の見直し ・ 税務申告時の別表添付要件の見直し <p>平成 28 年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国税額控除の適正化 <p>平成 29 年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入 ・ 航空機の貸付けの取扱いの見直し <p>平成 30 年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し ・ その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し 	